

第2章 政策評価の実施

問4 政策評価は誰が、いつ行っているのですか？

問4-1 政策評価は誰が行っているのですか？

各府省は、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、自ら評価を行います。具体的には、各府省の各部局で評価が行われ、政策評価担当課が取りまとめ、大臣等の府省幹部に報告された後に評価書が公表されます。その過程で各府省においては、評価の客観性を確保するために外部有識者の意見を聴いたり、広く国民から意見を求めること（パブリック・コメント）もあります。

問4-2 総務省の役割は何ですか？

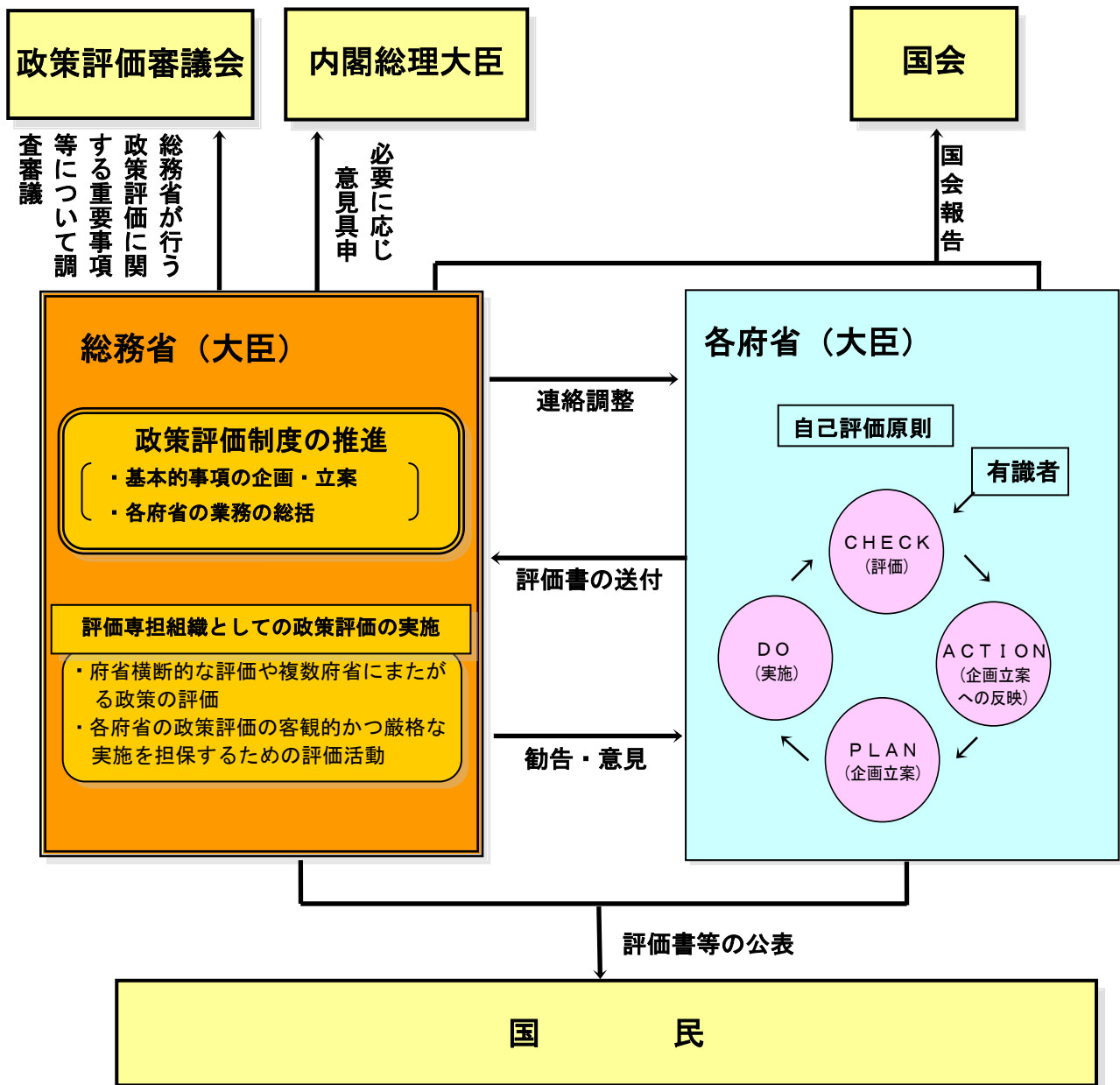
総務省（行政評価局）は、政府全体として政策評価制度が十分に機能するように、政策評価制度を推進する役割を担うとともに、各府省では行うことのできない、複数府省にまたがる政策の評価や各府省が行った政策評価の点検活動を実施します。

問4-3 国民や国会へは報告されていますか？

各府省の評価書は必ず公表されており、毎年度、政府として一年分の政策評価とその政策への反映状況を国会へ報告しています。

なお、これらは全て総務省のホームページに公表されています。

政策評価結果の流れと総務省の役割



政策評価審議会の活動

政策評価審議会は、政府における政策評価の取組に常に目を光らせています。「政策評価に関する基本方針」の改定に際して答申を行うほか、総務省が行う複数府省にまたがる政策の評価については、テーマの選定、評価設計、取りまとめの各段階において、外部有識者の視点から意見を述べています。総務省行政評価局が、政策評価審議会の庶務を行っています。

問 4-4 各府省の年間スケジュールの例を教えてください

多くの府省においては、各年度当初の業務のスタートに合わせて、年度末頃に次年度の政策評価の実施計画が策定され、この実施計画に基づき評価書の作成作業が行われます。一般分野の政策^(注)についての評価書は、予算要求や政策の企画立案に反映するため、概算要求期限までに作成・公表されます。

政策評価の結果は、予算査定等に活用され、年末には翌年度の予算政府案が決定されます。

(注)「一般分野の政策」とは、政策評価法において事前評価が義務付けられている特定分野（研究開発、公共事業、政府開発援助（ODA）、規制及び租税特別措置等）を除く政策をいう。

問 4-5 総務省（行政評価局）の年間スケジュールを教えてください

総務省においては、年度当初までに行政評価等プログラムを策定します。このプログラムに基づき、複数府省にまたがる政策の評価や各府省が行った政策評価の点検活動を行います。

また、毎年6月頃には、前年度に各府省が実施した政策評価の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する国会報告を行っています。

国会報告とは??

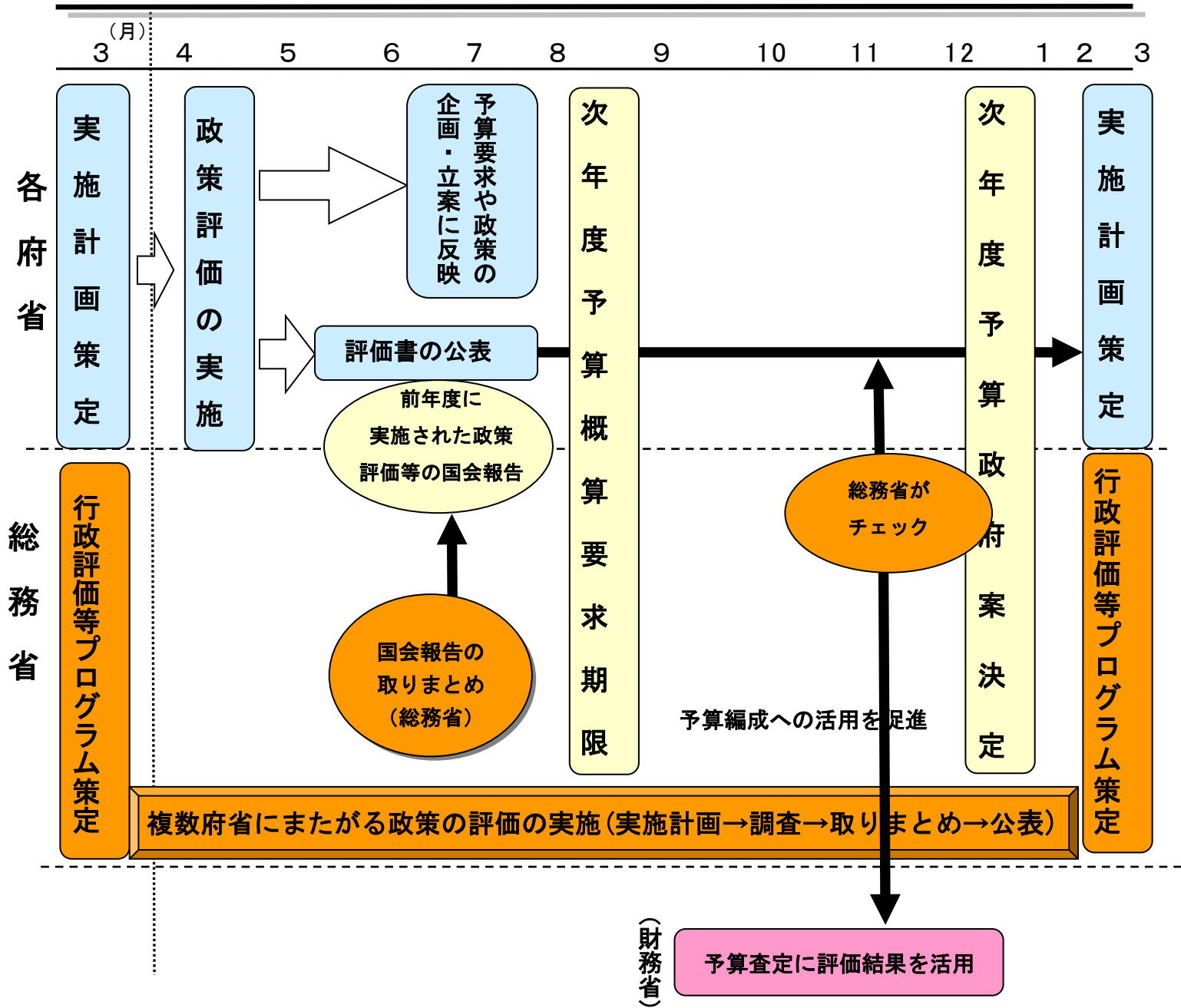
政府全体の実施状況の全体像を明らかに

国会報告は、評価法第19条において、「政府は、毎年、政府全体における政策評価の実施状況とこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない」とされていることを受けて、作成しているものであり、毎年、政府から国会へ提出しています。

国会報告は次のような内容となっています。

- 各府省及び総務省の行う政策評価などの計画及び当該年度の評価の実施状況等の概要（計画の策定状況と評価の実施状況等の概要）
- 各府省が行う政策評価の実施状況及び評価結果の政策への反映状況（すべての評価結果と反映状況の概要）
- 総務省が行う政策の評価の実施状況及び評価結果の政策への反映状況（すべての評価結果と反映状況の概要）

政策評価の年間スケジュール

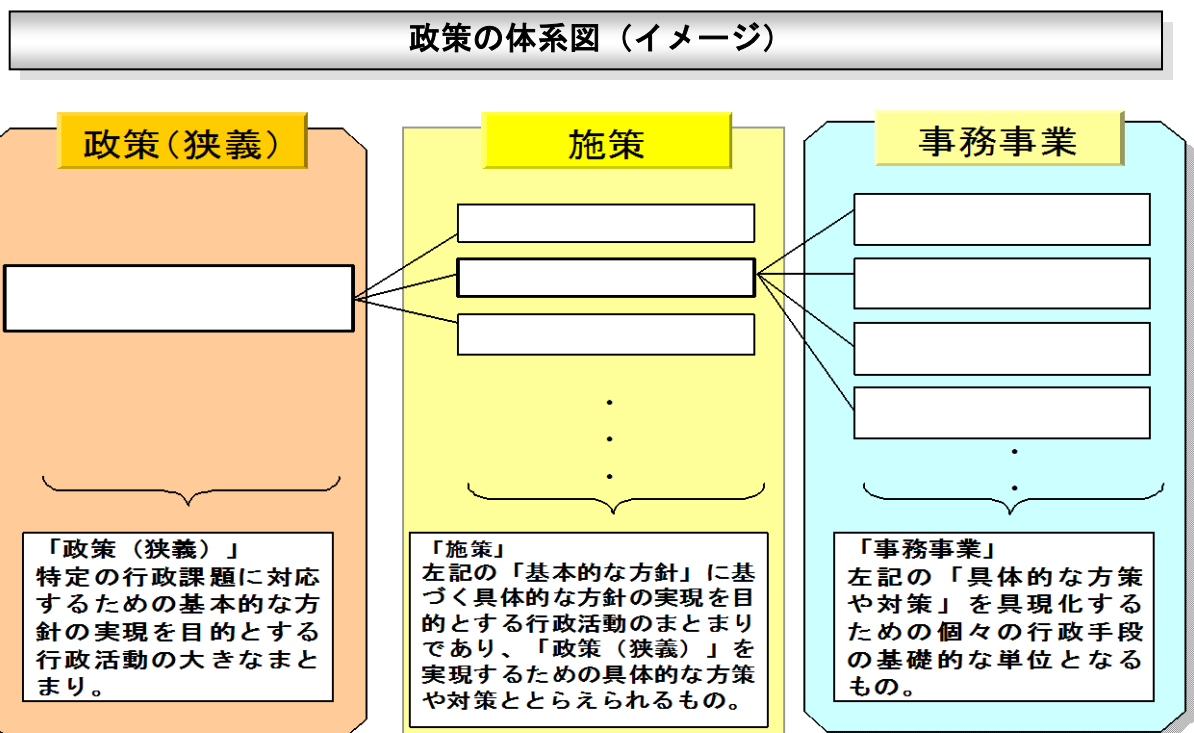


問5 政策評価の際、なぜ政策体系を考えることが大事なのですか？

問5-1 政策体系とは？

政策評価は、政策を対象とするものですが、この政策の範囲については、一般に、「政策」、「施策」及び「事務事業」といわれる区分で考えると分かりやすいです。

これらは相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成しているものととらえることができるため、政策体系（「政策－施策－事務事業」）と呼ばれています。



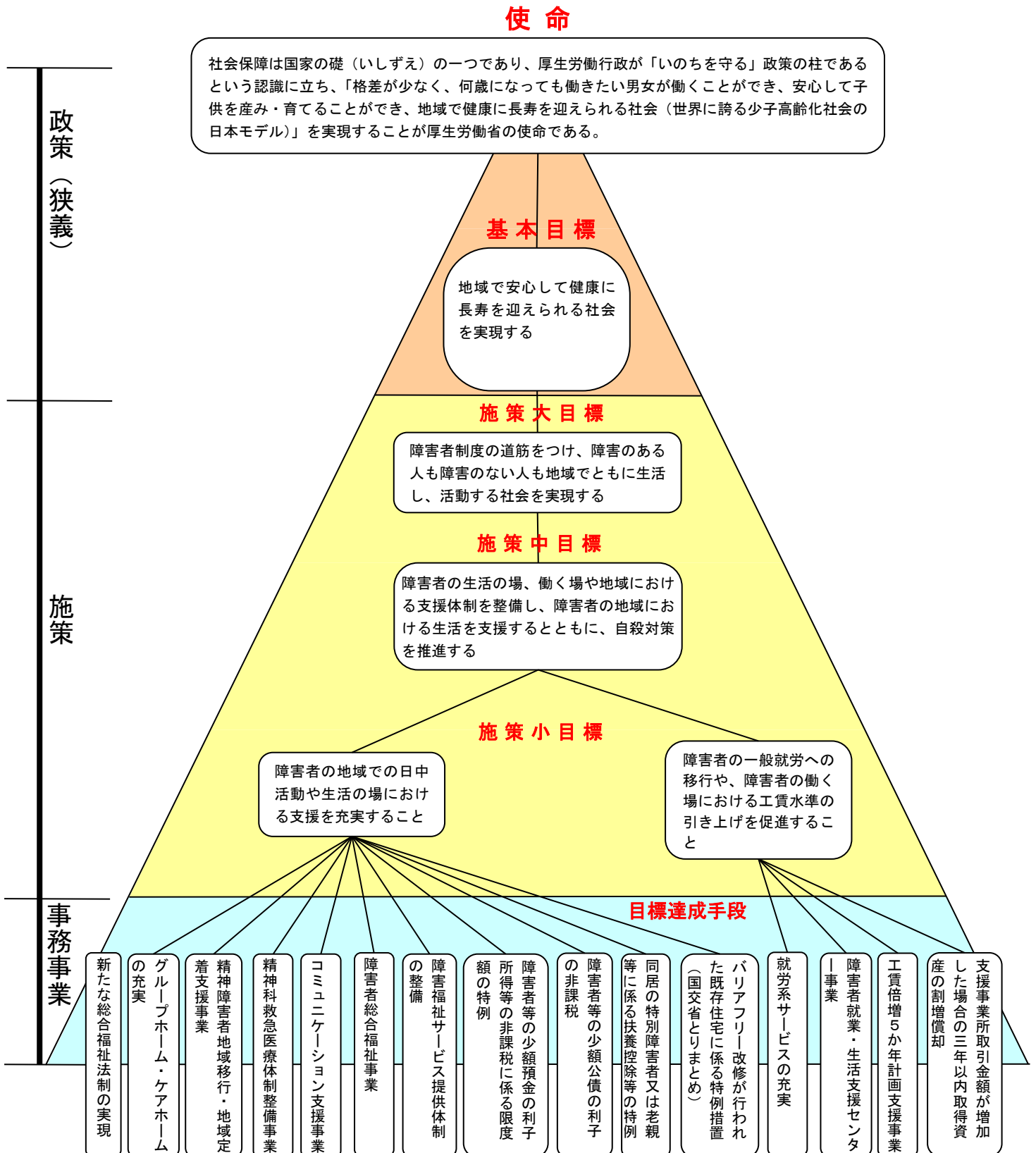
なお、上記の三つの区分は相対的なものであり、現実の政策の態様は多様であるため、「施策」が複数の階層に分かれる場合や、「事務事業」に相当するものが存在しない場合など、必ずしも三つの区分に明確に分かれない場合もあります。

問5-2 なぜ、政策体系を考えることが大事なのですか？

政策体系が全体として目的と手段の関係により成り立っていることを考えると、評価の対象となる政策がどのような目的の下に、どのような手段を用いて実施されるかを常に念頭に置くことによって、評価対象の位置付けが明らかになり、的確な評価を行うことが可能となるためです。

問5-3 政策体系の実例を教えてください

厚生労働省の例を図示すると、以下のようなピラミッド型式になっています。



問6 政策評価はどのようなやり方で行われるのですか？

政策評価は、政策の特性などに応じて、事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式やこれらの要素を組み合わせたものなど、適切な方式を用いて行うものとされています。

評価の三方式

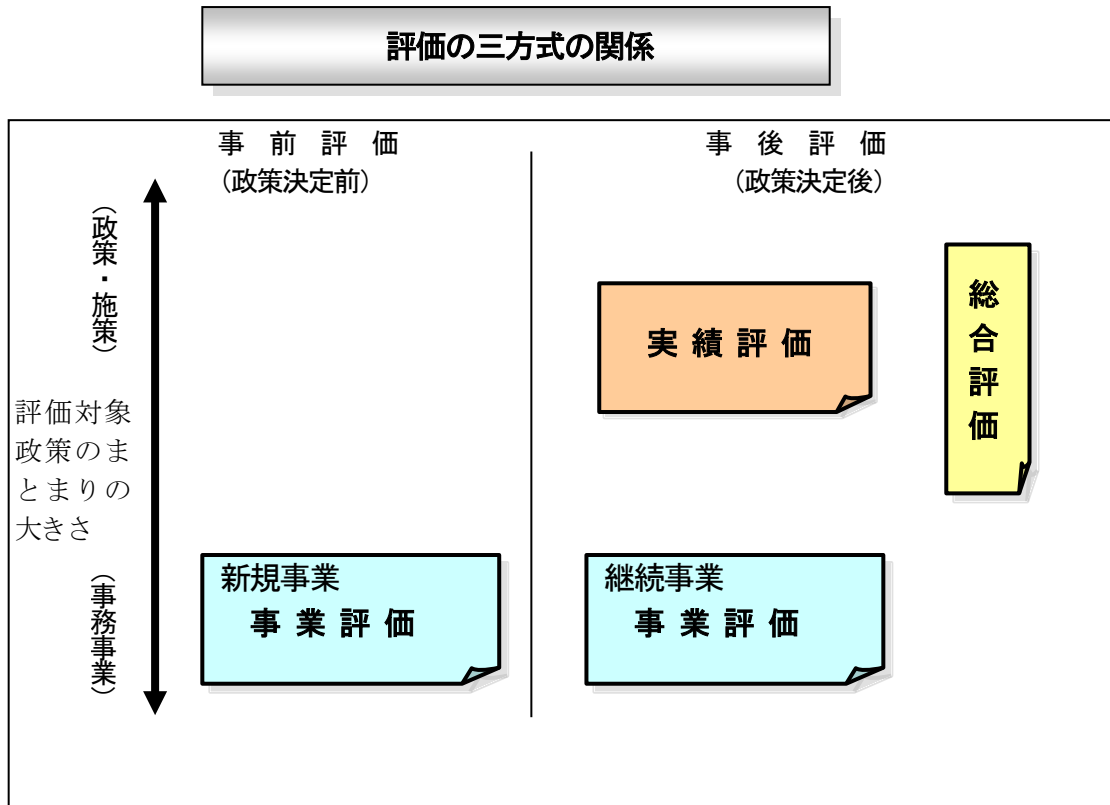
代表的な三つの方式については、評価の対象、時点、目的・ねらい、やり方にそれぞれ特徴がみられます。

政策評価の方式				
	対 象	時 点	目的・ねらい	やり方
事業評価	個々の事務事業が中心、施策も	事前 必要に応じ事後検証	事務事業の採否、選択等に資する	あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定
実績評価	各府省の主要な施策等	事後 定期的継続的に実績測定、目標期間終了時に達成度を評価	政策の不断の見直しや改善に資する見地	あらかじめ政策効果に注目した達成すべき目標を設定 目標の達成度合について評価
総合評価	特定のテーマ(狭義の政策・施策)について	事後 一定期間経過後が中心	問題点を把握その原因を分析など総合的に評価	政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析など総合的に評価

(政策・施策・事務事業については、「問5 政策評価の際、なぜ政策体系を考えることが大事なのですか？」(p. 11) 参照)

三方式の関係

三方式は、評価の対象政策のまとまりの大きさ（レベル）や評価実施時点に応じて使い分けられています。



事前と事後の考え

評価法第5条では、事前評価を「政策を決定する前に行う政策評価」、事後評価を「政策を決定した後に行う政策評価」と定義しています。

地方公共団体の行政評価においては、事業の進捗という「時の経過」を起点にして、「事前」「事中」「事後」と三分割しているものも多く見られますが、評価法では、「事」を<政策の意思決定>と定義していますので、未着手・未了の事業を評価する場合でも「事後評価」に分類しています。

(1) 事業評価方式と評価結果の事例

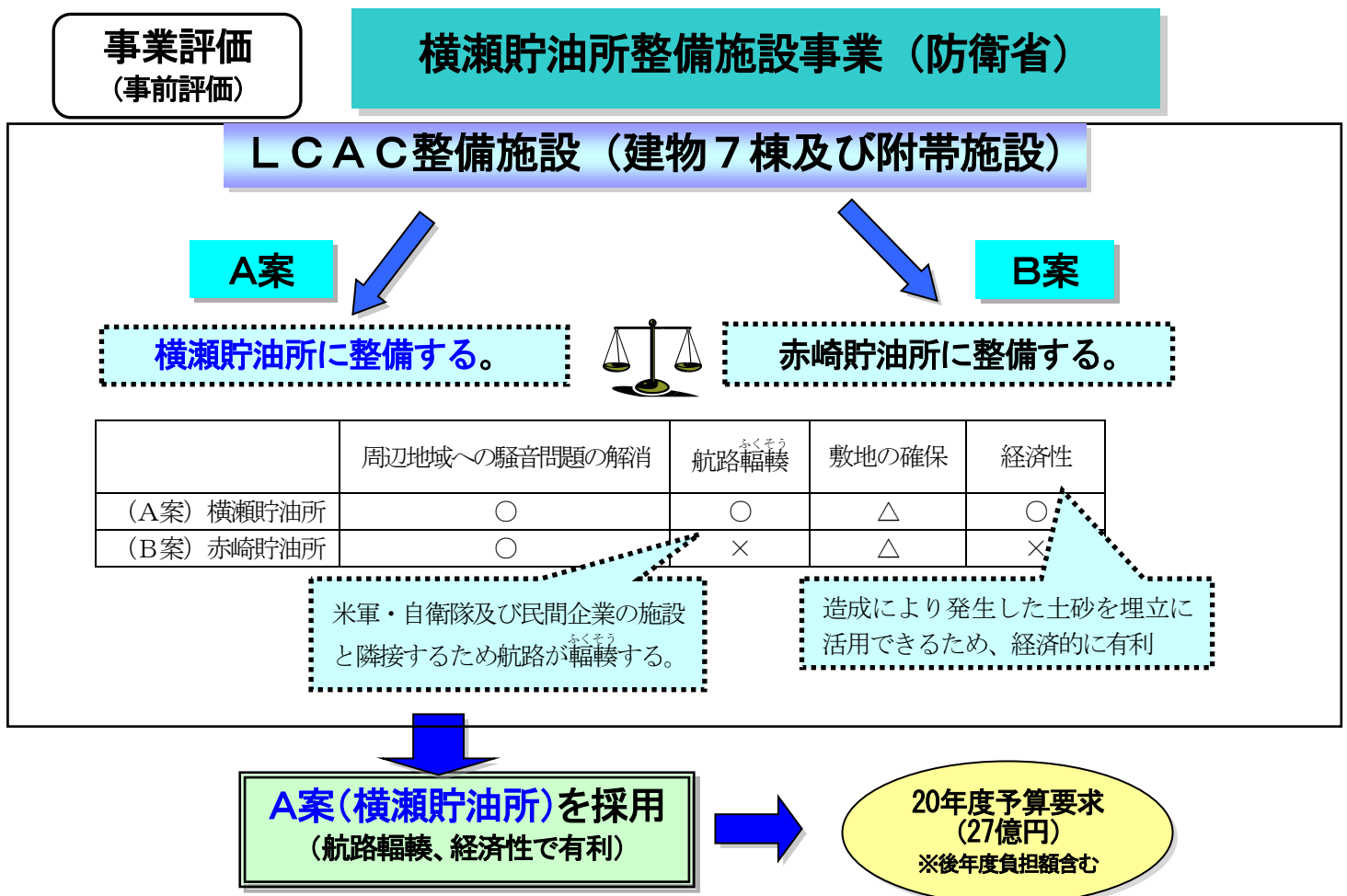
事業評価方式とは

個々の事業の採択を決定する前に、その採否、選択などに役立つ見地から、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定します。次に、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価を行います。

なお、必要に応じ、政策を実施した後に、事前の評価内容を踏まえて、改めて検証するための評価を行うことがあります。

事例1：横瀬貯油所整備施設（船艇）整備事業（防衛省）

複数の手段を比較した上で、LCAC（エアクッション型揚陸艇）施設の整備について、経済性や敷地の確保を考慮しつつ、現在問題となっている騒音問題の解消を行うために、より有益な場所に整備されると評価しています。



※防衛省の政策評価書をもとに、総務省行政評価局が作成したものです。

事例2：特別高度工作車の整備（総務省）

特別高度工作車の整備に関し、過去の災害等を踏まえた上で有効性を検証し、新たな取り組みに役立てています。

事業評価
(事前評価)

特別高度工作車の整備（総務省）

特別高度工作車の整備

平成18年4月に創設された特別高度救助隊の装備の充実を図るため、大型ブロアーとウォーターカッターを兼ね備えた車両7台を、主要都市の消防本部等に分散配備し、全国的な救助体制を強化するもの。

- ・大型ブロアー：有毒ガス・可燃性等の発生した災害現場における排気や、トンネル・地下街・地下鉄等での火災における排煙・消火を行うもの。
- ・ウォーターカッター：高圧の水流と研磨剤の混合により切断を行う装備。火花が出ないことから、危険物、可燃性ガス等が充満した場所でも使用することができる。

「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」

特別高度救助隊を東京都及び政令指定都市に設置し、地域の実情に応じて大型ブロアーとウォーターカッターを備えることとしている。

過去の災害

- ・新潟県中越地震（平成16年10月）
→母子救出作業において、高度な機資材と高度な救助技術を有する「ハイパーレスキュー隊」が活躍。
- ・JR福知山線列車事故（平成17年4月）
→ガソリン漏れ等によって、火花を発生する器具が使えず救助活動が制約された。



大規模災害時の被害の軽減に寄与することから、必要性・有効性等が認められる。

特別高度工作車を、既に大型ブロアー等が配置されている都市を除く全国の政令指定都市等に対し、地域バランスを考慮した上で配備

20年度予算要求
(5億円)

※総務省の政策評価書をもとに、総務省行政評価局が作成したもの。

(2) 実績評価方式と評価結果の事例

実績評価方式とは

施策を決定する際に、不断の見直しや改善に資する見地から、施策の目的と手段の対応関係を明示しながら、あらかじめ政策効果に着目した達成目標を設定します。その後、達成目標に対する実績を定期的・継続的に測定します。目標期間が終了した時点で、目標期間全体における取組や最終的な実績などを総括し、目標の達成度合いについて評価を行います。

アウトプットとアウトカム

行政活動に投入された資源(「インプット」(例えば、いくら予算を注ぎ込んだか))により行政が産出したサービスを通例「アウトプット」(例えば、道路を何km作ったか)といい、行政活動から産出されたサービスによりもたらされた成果を「アウトカム」(例えば、道路の渋滞がどれだけ減ったか)といいます。アウトカムには、政策によってもたらされる国民の利便や環境への負荷といったプラス面及びマイナス面の両方が含まれます。

実績評価方式においては、「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」をわかりやすく示すアウトカムに着目した目標を設定することが基本となります。

広く採用されている評価方法

実績評価方式を始めとする目標管理型の評価手法は、わが国の多くの府省において採用されているほか、米国のG P R A (政府業績成果法)や英国のP S A (公共サービス合意)など世界各国で広く使われています。また、民間の経営にも、「目標による管理」や成果主義といった形で広く採用されています。このように、目標管理型の評価手法は、簡易で汎用性の高い手法として、各府省の様々な政策の評価に活用されています。

政策体系をあらかじめ明らかにするとともに、目標管理型の評価手法を採用することによって、各府省の行政の多くの領域をカバーすることが可能となり、政策評価の体系的かつ合理的な実施に役立っています。

事例3：振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化（国家公安委員会・警察庁）

定量的な指標を設定し、目標を達成できていないものについて、その要因を明らかにしています。

実績評価

振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化（国家公安委員会・警察庁）



基本目標： 犯罪捜査の的確な推進

この基本目標が掲げる業績目標：

- ① 重要犯罪に係る捜査の強化
- ② 重要窃盗犯に係る捜査の強化
- ③ 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- ④ **振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化** 等

業績目標①

指標：振り込め詐欺・恐喝の発生状況（認知件数及び被害総額）

達成目標：振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。

基準年：19年 達成年：20年

業績目標②

指標：振り込め詐欺・恐喝の検挙状況（検挙件数及び検挙人員）

達成目標：振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。

基準年：19年 達成年：20年

評価結果

振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員は増加しているものの、認知件数及び被害総額も増加していることから、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化は、達成が十分とは言い難い。**平成19年と比較して平成20年の振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額が増加した主な要因は、還付金等詐欺及びオレオレ詐欺・恐喝の被害の増加にあると考えられる。**

評価結果の予算要求等への反映状況

- ・振り込め詐欺等広域知能犯罪対策の推進のための経費（対策用資機材の整備等に要する経費）を概算要求：2百万円
- ・振り込め詐欺対策の強化を推進するために必要な人員を増員要求

※政策評価結果の22年度概算要求等への反映の好事例集をもとに、総務省行政評価局が作成したもの。

事例4：独占禁止法違反行為に対する措置（公正取引委員会）

評価対象政策の重点化等、評価対象政策の改善・見直しを行っています。

実績評価

独占禁止法違反行為に対する措置 （公正取引委員会）

施策：迅速かつ実効性のある法運用

独占禁止法違反行為に対する措置（平成19年度）

→独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。

目標：独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（小売業に係る不当廉売事件について2か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。

総合的評価：法的措置の件数等から独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成していると考えられる。平成19年度の事件審査に要した期間は、平成18年度と同様である。

予算要求等への反映状況

概算要求：

評価結果を踏まえ、規制緩和・知的財産権に関連した新しい類型の事件、国際カルテル事件等への厳正対処のため、審査関係の経費、証拠収集技術向上のための研修を充実させるための経費を要求。

（平成21年度概算要求：238百万円）

機構・定員要求：

評価結果を踏まえ、審査担当部門の体制強化を図るため、平成21年度機構・定員要求において、上席審査専門官（国際カルテル担当）の新設、国際カルテル、原油価格高騰に伴う価格カルテル等に係る情報収集・事件処理等を担当する審査専門官30名の増員を要求。

※政策評価結果の21年度概算要求等への反映の好事例集をもとに、総務省行政評価局が作成したもの。

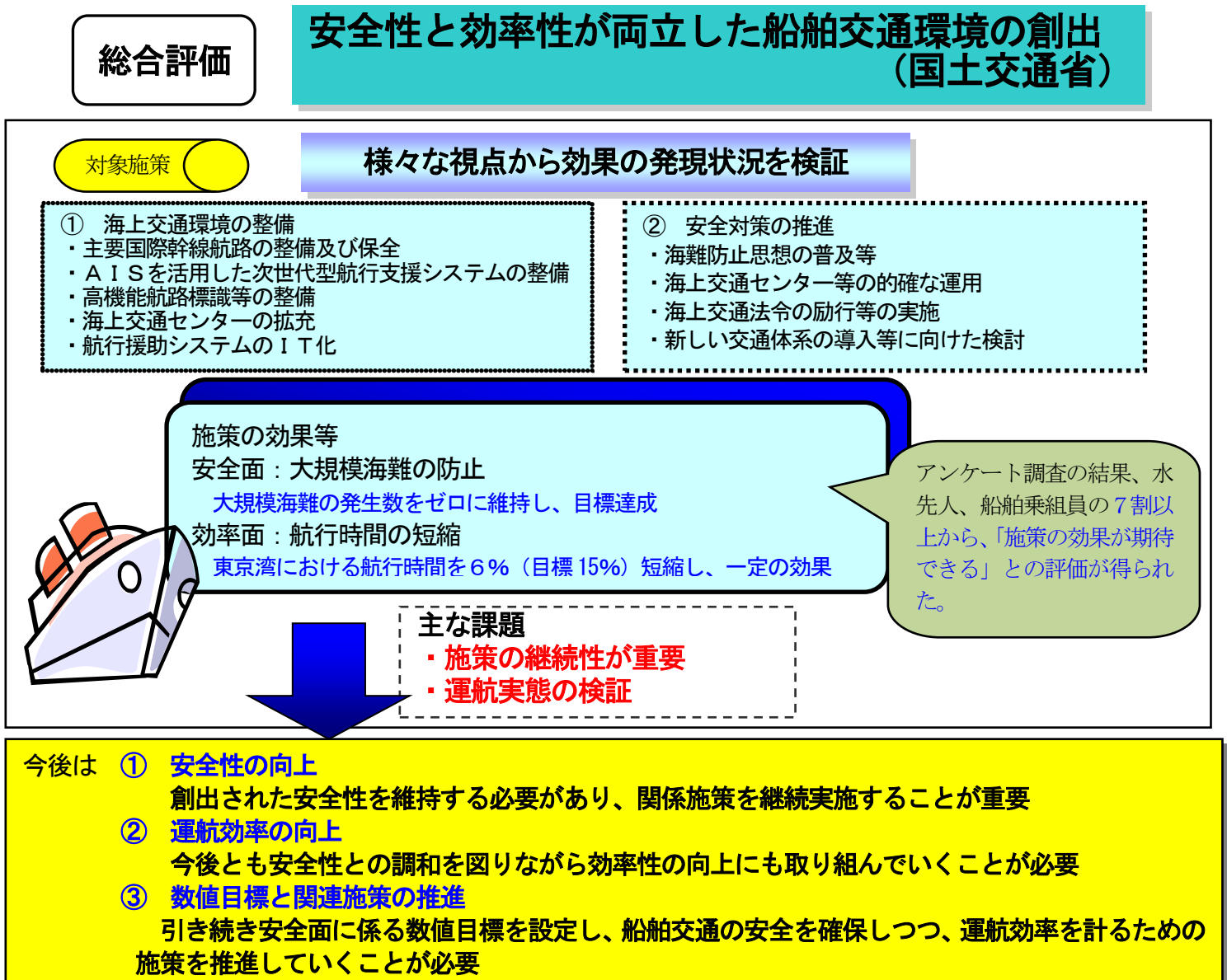
(3) 総合評価方式と評価結果の事例

総合評価方式とは

政策（施策・事務事業を含む）の決定から一定期間を経過した後を中心に、特定のテーマについて、政策効果がどのように現れているかを様々な角度から掘り下げて分析することにより、問題点を把握し、その原因を検討します。問題点の解決に役立つ多様な情報が提供されることで、政策の見直しや改善が期待されます。

事例5：安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出（国土交通省）

ふくそう海域における大規模海難の防止及び航行時間の短縮を目指すための施策について評価するとともに、評価結果を今後の対策に役立てています。



※国土交通省の政策評価書をもとに、総務省行政評価局が作成したもの。

問7 研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等は、なぜ事前評価が義務付けられているのですか？

多額の費用を投入した政策であっても、その効果が当初予想したようには現われなかったり、途中で見直さざるを得なかったりして、その政策が結果的に非効率なものとなる場合もあります。このようなことから、国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策や多額の費用を要する政策について、将来予測を行うための評価手法が開発されている場合は、事前評価を行うことが必要といえます。

このため、評価手法が開発されている政策分野のうち、現在、一定以上の事業規模を有する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をするを目的とする政策について、評価法に基づき事前評価が義務付けられています。



(1) 研究開発評価と評価結果の事例

評価の枠組み

研究開発に係る評価については、評価法のほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえて行うものとされ、いわゆる研究開発施策(研究開発政策、制度、プログラム等)及び研究開発課題(研究者等が具体的に研究開発を行う個別のテーマ)がその対象となります。

このうち、評価法に基づき、事業費10億円以上の個々の研究開発(人文科学のみに係るものを除く。)に関しては事前評価、政策決定してから5年経過時点で未着手又は10年超過時点で未了のものに関しては事後評価が義務付けられています。

事例6：食品医薬品等リスク分析研究(厚生労働省)

研究開発評価
(事前評価)

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイ
エンス総合研究(厚生労働省)

研究事業の背景

- 医薬品・医療機器は、使用する国民にとって、品質が確保され、かつできるだけ健康被害のおそれがない(安全性が高い)ものであるとともに、できるだけ高い有効性が求められる。
- 戦略重点科学技術である橋渡し研究や臨床研究を通じて、医薬品・医療機器をより早く実用化することが求められている。

主な研究分野

- 医薬品等の基礎的・臨床的リスク・有効性評価法の研究
- 医薬品等の品質保証・製造管理の指針等の研究
- 副作用の未然防止、拡大防止体制の整備研究
- 医薬品等の適正な提供体制の整備研究 等

効率性の分析

- 本事業の成果物である指針・ガイドラインに基づき企業が医薬品の開発を行うことにより開発費の削減につながる(10%効率化した場合、医薬品分野だけでも760億円)



総合評価

- 目標達成に向けて順調に研究が進められている。
- 民間では実施しにくい研究分野を取り扱う研究事業として、今後さらに推進する必要。

事業の拡充

※厚生労働省の政策評価書をもとに、総務省行政評価局が作成したもの。

(2) 公共事業評価と評価結果の事例

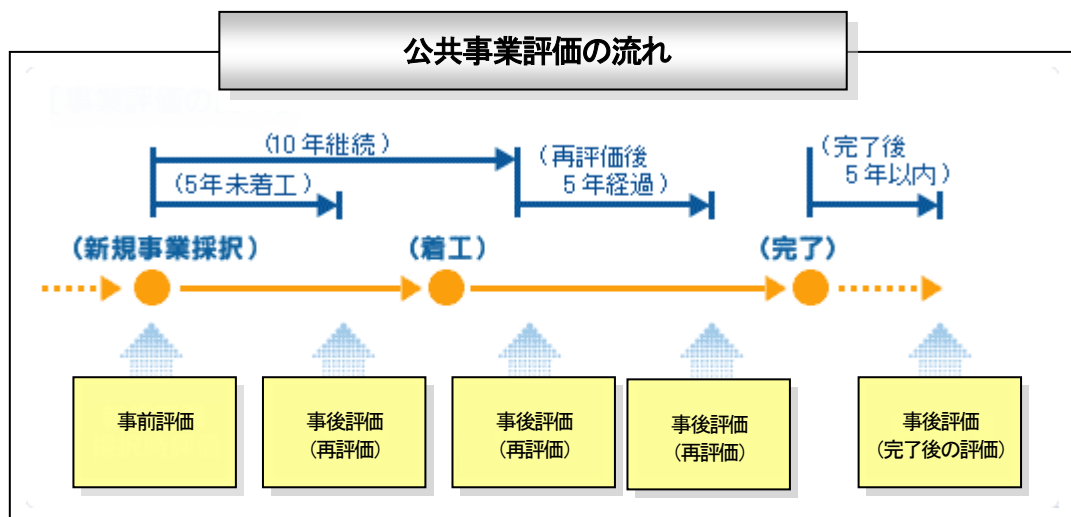
評価の枠組み

公共事業の評価は、事前評価、事後評価（政策の決定後5年間未着手又は10年間未了のものへの再評価）、事後評価（完了後の評価）の3つに分類され、費用対効果分析などを活用して評価が行われます。

このうち、評価法に基づき、事業費10億円以上のものに関して事前評価が義務付けられています。

公共事業の評価

- 事前評価
新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。
- 事後評価(再評価)
事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
- 事後評価(完了後の評価)
事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業についての評価手法の見直しや計画・調査等のあり方を検討するもの。



費用便益分析

公共事業は、多額の費用を要することから、評価においては、事業の投資効率性が重要となります。その際用いられる分析手法が、費用便益分析です。これは、貨幣換算した便益だけでなく、貨幣換算することが困難な定性的な効果項目も含めて事業の投資効果を評価する手法です。この手法においては、費用便益比 (Cost Benefit Ratio) が評価指標として用いられます。これは、貨幣換算できる効果の総現在価値 (B) と費用の総現在価値 (C) の比 (B/C) で、一般的に $B/C \geq 1$ が採択の基準とされています。

事例 7 : 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業に係る事前評価 (環境省)

事業の概要

愛知県では、新たな最終処分場の確保が困難となっていることを踏まえ、公共関与により広域的な最終処分場の整備を行うこととしている。
(財)愛知県臨海環境センターは、愛知県から依頼を受けて、衣浦港3号地において産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場を整備し、環境に配慮した安全で安心できる廃棄物の埋立処分を行う。

国庫補助の採択時において、費用対効果分析を含めた事前評価を行う

平成 19 年度 事前評価

事業名	事業主体	費用対効果比 (B/C)	総事業費 (C) (億円)	総便益 (B) (億円)
産業廃棄物処理施設モデル的整備事業	(財)愛知県臨海環境整備センター	2.057	309.2	636.1

$$\text{費用対効果比 (B/C)} = \frac{\text{総便益 (B)}}{\text{総事業費 (C)}}$$

※本事業の総事業費は、施設建設費、管理費、進入道路負担金をあわせたもの。

※本事業の総便益は、事業により得られる総効果額をもとに算定。

代表的な効果としては、適正処理に関する効果 (民間処分場への委託費用の節減)、運搬費削減効果など。

事業の必要性

- ～現時点において施設の整備が必要か?～
- 愛知県内の管理型産業廃棄物最終処分場の不足

事業の効率性

- ～施設の整備及び運営に必要な費用は妥当か?～
- 費用に対して効果が大きい

事業の有効性

- ～施設の整備によって期待される効果が見込まれるか?～
- 産業廃棄物の処理体制の確保

本事業の評価内容を踏まえ、平成 20 年度補助事業として事業を採択。

※環境省の政策評価書をもとに、総務省行政評価局が作成したもの。

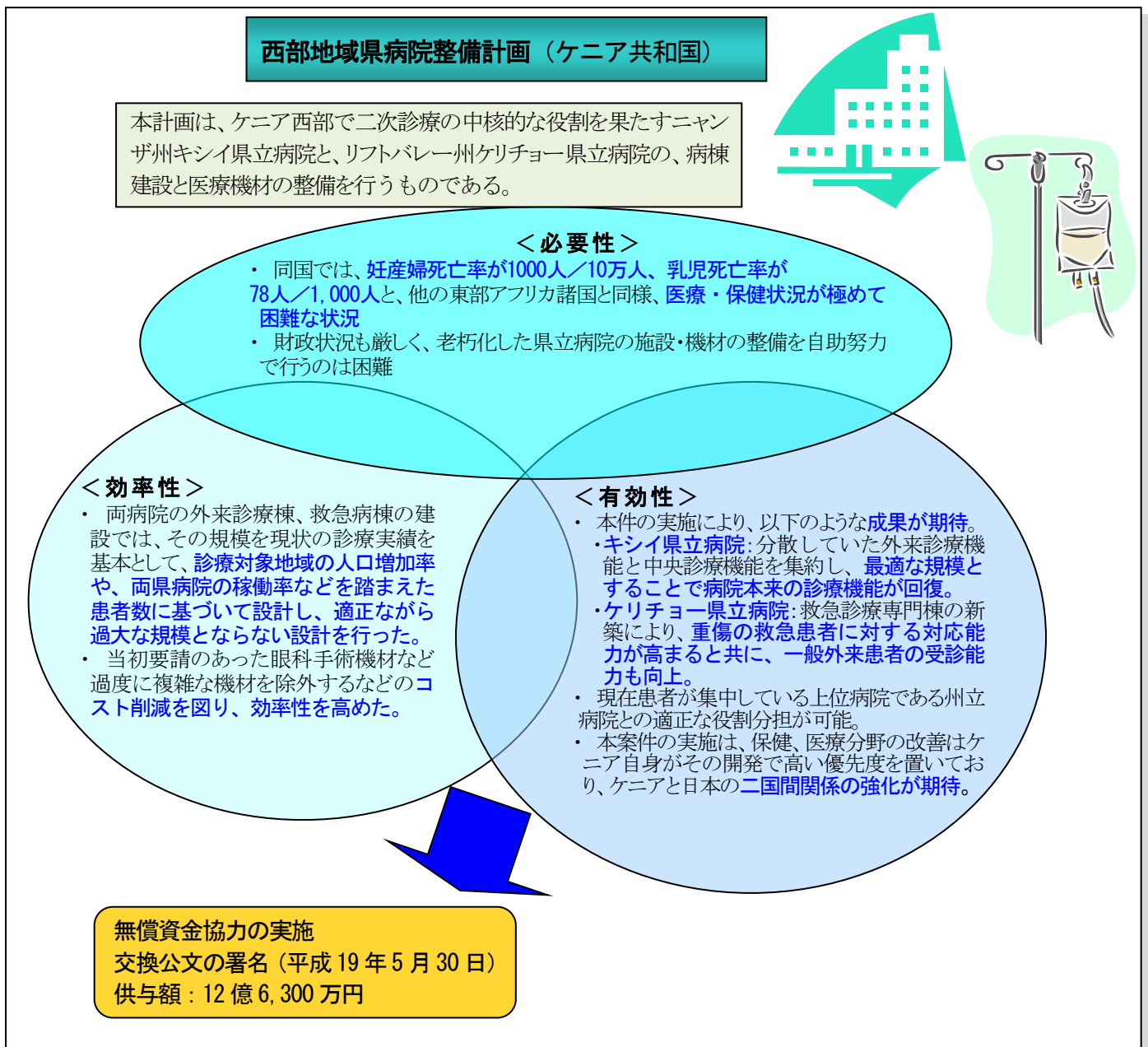
(3) 政府開発援助（ODA）評価と評価結果の事例

評価の枠組み

個々の政府開発援助（ODA）については、供与限度額が 10 億円以上のプロジェクト型の無償資金協力事業及び供与限度額が 150 億円以上の有償資金協力事業を対象に事前評価が義務付けられています。

また、有償資金協力事業のうち交換公文について閣議決定後 5 年経過時点で事業が未着手のもの又は 10 年経過時点で事業が未了のものを対象に、事後評価が行われています。

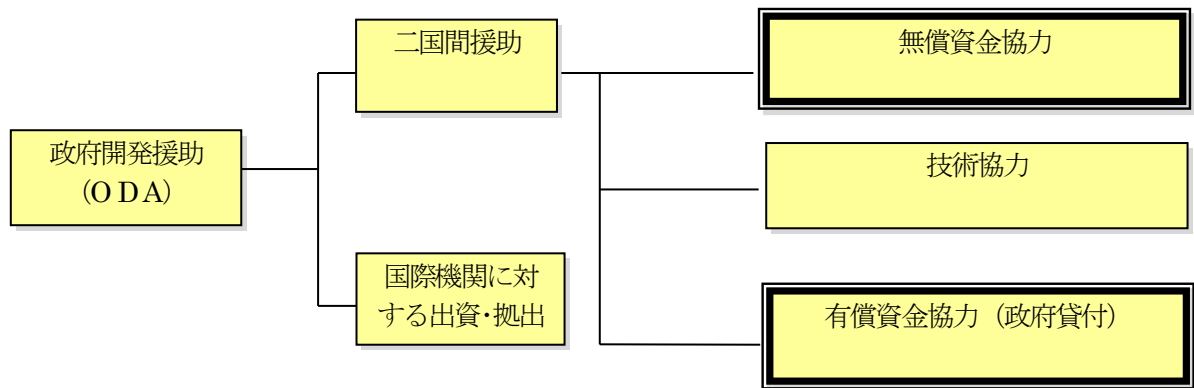
事例 8：無償資金協力の事前評価（外務省）



※外務省の政策評価書をもとに、総務省行政評価局が作成したもの。

政府開発援助 (ODA)

政府開発援助は、ODA と呼ばれています。これは、Official Development Assistance (政府開発援助) の頭文字を取ったものです。政府または政府の実施機関によって開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に役立つための資金や技術提供を行うことです。



(4) 規制評価と評価結果の事例

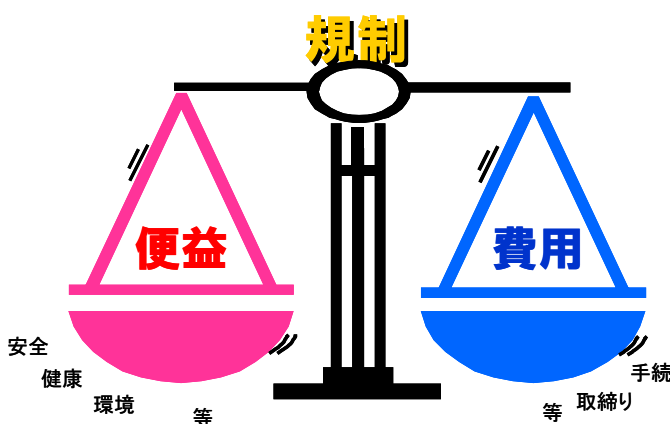
評価の枠組み

「規制改革・民間開放推進3か年計画」など累次の閣議決定において、規制影響分析（R I A）^(注)の導入を推進することとされ、評価法の枠組みの下、平成19年10月1日から、規制の新設、改廃の際、規制の事前評価を実施することが各府省に義務付けられています。

また、平成29年10月1日から、事前評価を実施した規制について、事後評価を行うこととしています。

各府省は、規制の政策評価の内容、手順等の標準的な指針としての「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえて、規制の政策評価に取り組んでいます。

(注) 規制影響分析（R I A : Regulatory Impact Analysis）とは、「規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法」とされています。（「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定））



規制の政策評価の主な実施内容

(1) 事前評価

- ① 規制の目的、内容及び必要性の説明
- ② 規制の費用、効果(便益)、間接的な影響の把握
- ③ 政策評価の結果の提示
(費用と効果(便益)の関係の分析・代替案との比較)

(2) 事後評価

事前評価時に想定した費用、効果(便益)との比較、検証

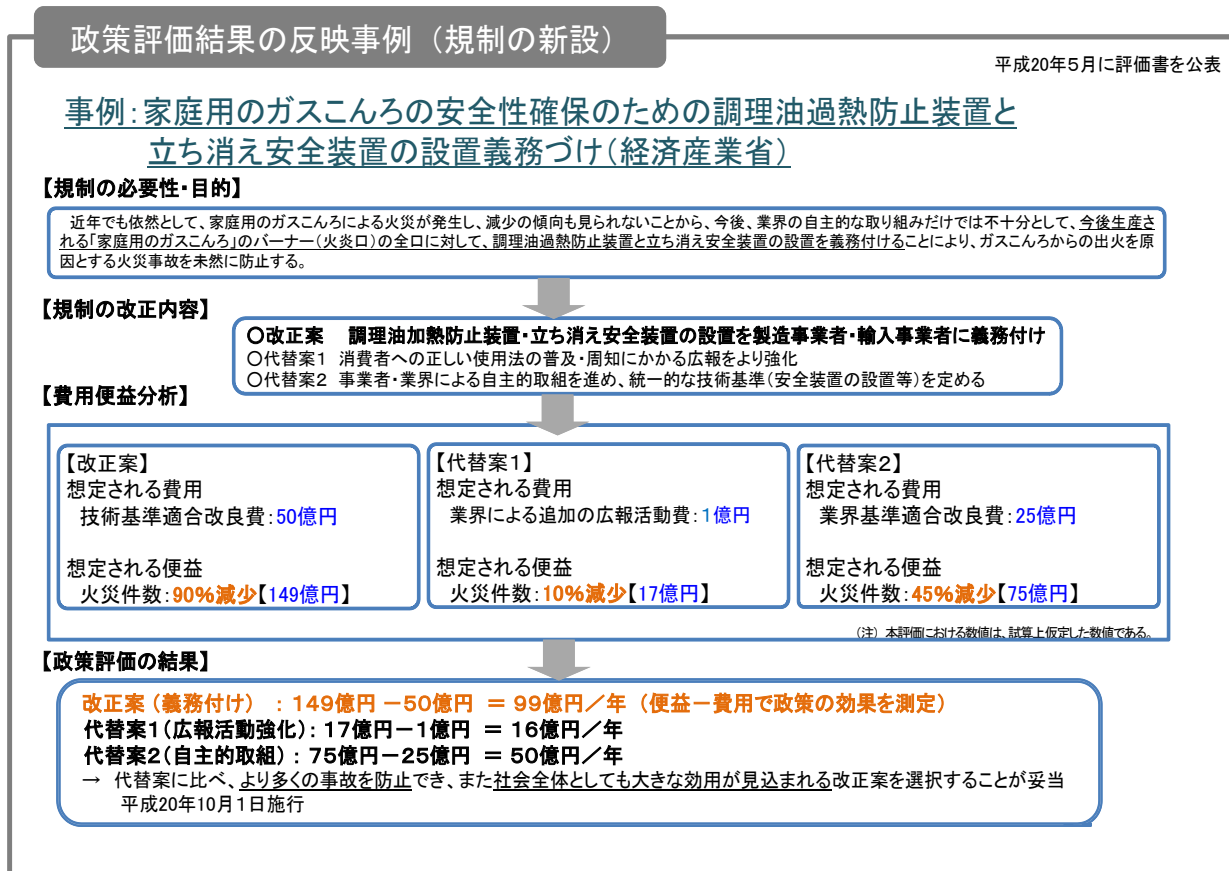
なぜ、規制の事前評価が義務付けられているのですか？

規制は、社会秩序の維持、安全、防災、環境保全、消費者保護等の行政目的の実現というプラスの面もある一方、国民の権利・活動を制限し義務を課すことにより、国民に費用を発生させるものもあります。

このような規制の性質を踏まえると、規制を新たに設けたり、改正や廃止を行う際に、規制について便益と費用を比較するなどの事前評価を実施し、その結果を政策決定における判断の材料とすることは極めて重要です。

欧米など諸外国においては、1980年代以降、R I Aの手法を用いた取組が進められており、我が国においても、平成19年10月1日から、各府省に規制の事前評価が義務付けられました。

事例9：【平成20年5月公表】家庭用のガスこんろの安全性確保のための調理油加熱防止装置と立ち消え安全装置の設置義務づけ（経済産業省）



「政策評価結果の平成22年度予算要求等への反映状況」より

競争状況への影響の把握・分析の実施

政策評価の機能強化の一環として、公正取引委員会の協力を得て、規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析を実施しています。

規制の新設・改廃が競争状況に影響を及ぼす場合があることを踏まえ、評価に当たって、この競争状況への影響を、規制の新設・改廃によって発生又は増減することが見込まれる波及的影響の一要素として考慮しようとするものであり、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資することを目的としています。

具体的には、規制が事業者の数を減少させたり、競争手段を制限したりしていないかなどを確認するものです。

平成22年4月から試行的実施を開始し、分析結果の活用方法等を検討した上で、平成29年10月から本格的実施へ移行しています。

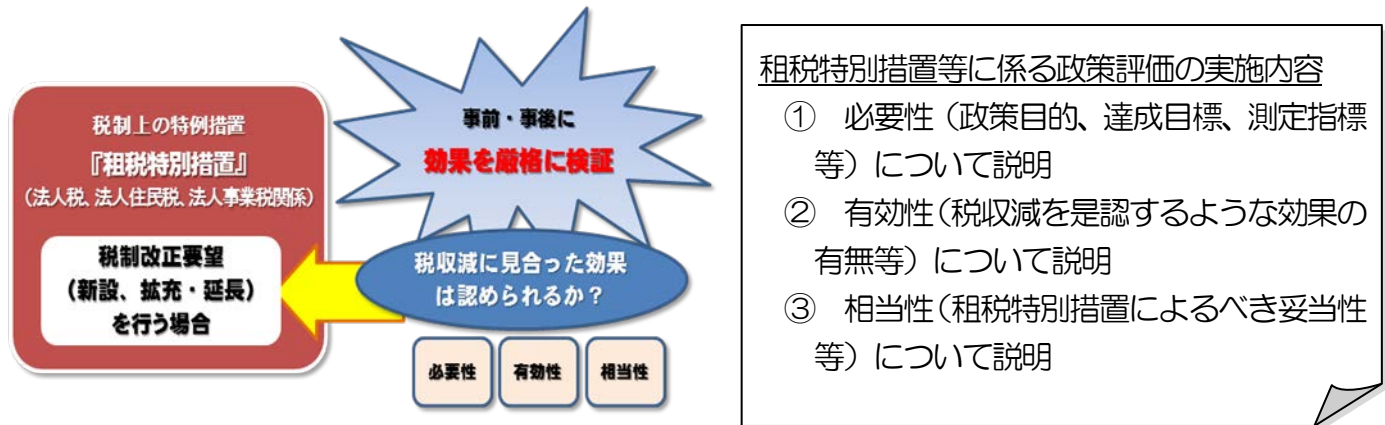
(5) 租税特別措置等に係る評価

評価の枠組み

「平成 22 年度税制改正大綱」において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置（租税特別措置等）の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うこととされたことなどを踏まえ、評価法の枠組みの下で制度化を図り、平成 22 年 5 月から、租税特別措置等に係る政策評価を実施することが各府省に義務付けられています。

各府省は、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針としての「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえて、租税特別措置等に係る政策評価に取り組んでいます。

また、総務省は、各府省が作成した評価書を点検し、その結果を毎年度の税制改正作業に対して、適時に提供しています。



なぜ、租税特別措置等に係る政策評価が導入されたのですか？

租税特別措置等は、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。こうした租税特別措置等は、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものである必要があります。

これを踏まえると、租税特別措置等を新設したり、拡充又は延長を行ったりする際には、租税特別措置等の必要性や有効性等について、可能な限り客観的なデータを明らかにして事前・事後の政策評価を実施し、その結果を政策決定の判断材料として活用することは極めて重要です。

このため、平成 22 年 5 月から、各府省に租税特別措置等に係る政策評価が義務付けられました。

問 8 政策評価と予算との関係について教えてください

評価結果の反映

各府省が行った評価の結果は、予算概算要求などを含めた政策の企画立案作業に利用され、その政策に適切に反映されることが必要です。

また、評価結果については、政府は予算の作成に当たって、その適切な活用を図るよう努めなければならないとされています。

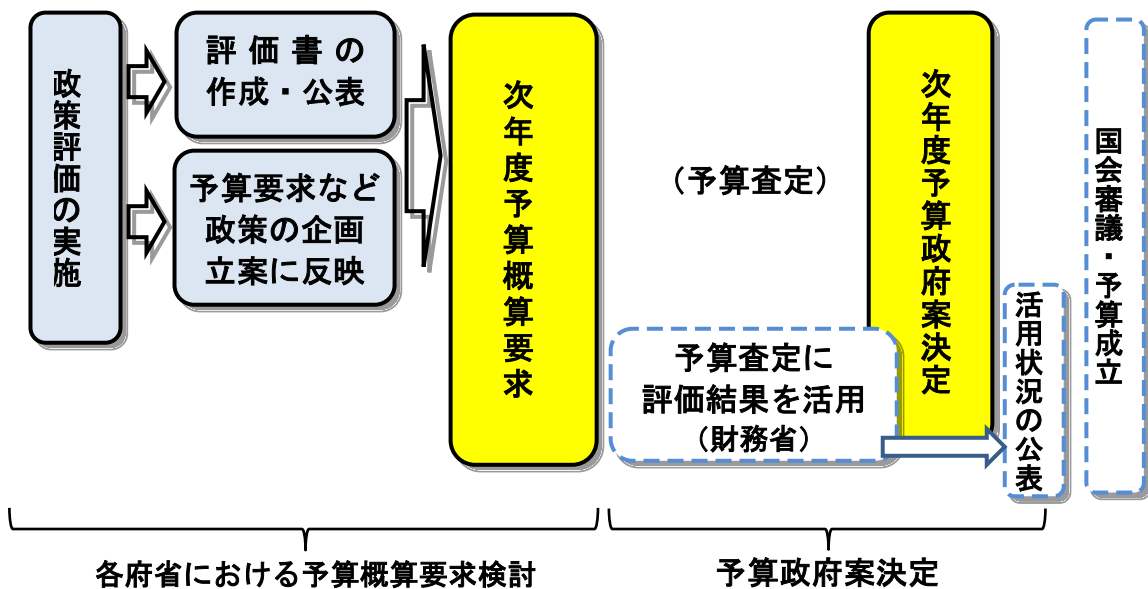
このため、各府省は、毎年8月末の予算概算要求までに政策評価を行い、評価結果は予算編成過程において活用されています。このほか、評価結果は、毎年度末に関係府省が行う公共事業などの補助事業の実施地区の採択（「箇所付け」と言われます。）などにも反映されています。

政策評価と予算の1年間の流れは、次のとおりです。

政策評価と予算要求のマネジメント・サイクル

(今年度)

4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 (月)



このほか、評価の結果は、各府省が行う機構・定員要求などにも反映されています。